

以下に示す機器について調達し、発注者が指定する消防救急隊及び医療機関に所定数量を配備すること。配備先については、契約締結後、発注者から指定する。

可搬性端末機器及びモバイルプリンタの保守業務を、システム運用開始から本業務の契約期間終了まで行うこと。

なお、調達台数については、本調達仕様書 13 頁に記載の利用者数に加え、各消防本部（局）が保有する予備の救急自動車台数及び県内の本業務参加対象医療機関（二次救急以上の医療機関）数等を考慮している。

各施設への機器の配備及び各種システムを利用するにあたっての設定作業、保守業務等に係る費用は全て本業務の委託料に含むものとする。

また、本業務期間中の消防・医療機関の増減に対応できること。当初調達している台数で不足が生じる場合は、発注者と協議の上、適切に対応すること。

（１）通信付き可搬性携帯端末（充電機器含む）：消防救急隊 166 台、医療機関 120 台、予備 10 台

- ・ 持ち運びが可能で、通信用 SIM を利用し、携帯電話網等を介してデータの入力・変更及び参照等を行うことができること。
- ・ ディスプレイサイズは 10 インチ以上とし、2,360 × 1,640 ピクセル解像度、264ppi または同等以上とすること。
- ・ 12MP 広角カメラまたは同等以上で、自動手ぶれ補正を備えたものであること。
- ・ 契約期間中、可搬性携帯端末が単独で通信可能な状態とすること。
- ・ 可搬性携帯端末回線として、SIM 回線を提供すること。
- ・ 携帯電話回線は、県内全域で 24 時間 365 日安定したデータ通信ができるようにし、可搬性携帯端末ではシステム利用に支障なくデータ通信ができること。
- ・ 配備する可搬性携帯端末の初期セットアップ及び MDM（モバイルデバイス管理）設定を行うこと。
- ・ 可搬性携帯端末には「救急ボイストラ※」についても設定した上で、各施設へ配備すること。

※ 消防研究センター及び国立研究開発法人情報通信研究機構が開発した救急隊用の多言語音声翻訳アプリ。

- ・ 運用・保守期間中において、救急ボイストラがバージョンアップした場合、各消防機関が最新バージョンをダウンロードすることを想定している。その際、システムへ

の影響がある場合は、対応方法について発注者と協議すること。

- ・ 可搬性携帯端末は、本業務期間、同一機種を利用できることを基本とするが、運用・保守期間中に機種変更が必要な場合は、機種変更に係る費用についても本業務の委託料に含むものとする。
- ・ なお、運用・保守期間中に機種変更する場合は、関係者と事前に調整し、業務に支障が出ないように、十分に配慮すること。
- ・ 充電機器（ケーブル含む）等の消耗品の買替えに係る費用については各消防機関で負担するものとする。
- ・ 消防救急隊の可搬性携帯端末については、指令端末（救急隊が使用する端末同等）として、うち 13 台を各消防本部（局）に配備すること。
- ・ 納入時は、送付先機関の検品を受け、不適合（初期不良等）の場合は再納入とする。

（２）端末ケース及び保護フィルム：消防救急隊 166 台分、医療機関 120 台分、予備 10 台分

- ・ 耐衝撃性を高めるためのケース及び保護フィルムを用意すること。
- ・ 可搬性携帯端末ケースはショルダーベルト付きとすること。
- ・ 保護フィルムは、液晶保護機能付きケースでも可とする。
- ・ ケース等の消耗品の買い替えに係る費用については各消防機関で負担するものとする。

（３）モバイルプリンタ：消防救急隊 153 台

- ・ 可搬性携帯端末と接続して各種帳票の出力を行うことができること。
- ・ 有線ネットワーク接続（1000BASE - T）ができること。
- ・ 無線印刷（Air Print）に対応していること。
- ・ 用紙サイズはA 4 まで対応できること。
- ・ 配備するモバイルプリンタの初期セットアップを行うこと。
- ・ インクや用紙等の消耗品に係る費用については各消防機関で負担するものとする。

（４）スタイラスペン：消防救急隊 166 台分

- ・ スタイラスペンの買い替え、替え芯等の付属品、消耗品の買い替えに係る費用については各消防機関で負担することとする。

- ・ 故障した機器の修理費用や紛失時における代替機購入費用は、各消防機関で負担するものとする。

(5) 可搬性端末機器及びモバイルプリンタ保守業務

- ・ 利用者が、24 時間 365 日支障なくシステムを利用できるよう、可搬性端末機器等の保守業務をシステム運用開始から本業務の契約期間終了まで行うこと。
- ・ 可搬性端末機器等が故障した際の対応を実施すること。
- ・ 機器の故障やバッテリーの消耗に際し、メーカー引き取り修理サービス又は交換対応が受けられること。
- ・ 機器の故障、盗難、紛失等の事案発生時に電話問い合わせ可能な保守サポート体制をメーカーの窓口とは別に受注者にて設けること。
- ・ 修理・交換等が必要となった場合、速やかに代替機を手配し、初期セットアップ等を行うこと。
- ・ 故障機の回収および修理機の再配布における利用者との受け渡し調整を行うこと。
- ・ 利用者の責に帰すべき事由によらない通常使用に伴う故障については無償で対応すること。なお、利用者の故意もしくは過失による場合は、利用者と発注者及び受注者で協議の上、修理対応等に係る費用は利用者が負担するものとし、受注者は、適切に修理対応等を行うこと。
- ・ 消防・医療機関配備の予備機が枯渇した際には、速やかに発注者と協議の上、対応すること。
- ・ 利用者からの機器故障申告を 24 時間体制で受け付けること。
- ・ 年末年始（12/29～1/3）を除く平日 9:30～17:00 において端末故障の修理対応を実施すること。
- ・ 修理が完了した機器は、システム端末として必要な設定がある場合は対応すること。また、その際に、システム端末として問題なく動作することを確認した後、利用者に配布すること。

(6) その他

- ・ 上記以外に必要な端末機器があれば提供すること。なお、各施設への機器の配備及び各種システムを利用するにあたっての設定作業等は全て本業務の委託料に含むものとする。

- 受注者は、本調達仕様書に明示されていない事項で必要と認められる作業について、発注者が必要と認め指示した事項については、その指示に従うこと。なお、実施にあたっては、県担当職員に報告の上、受注者の責任において実施すること。
その他問題が生じたときは、県担当職員と協議のうえで至急解決にあたること。
- 本調達仕様書に定めるほか、別途定める物品等貸与サービス規約（消防・医療機関に提示し順守させる規約）に基づき適切に対応すること。なお、物品等貸与サービス規約の内容については、発注者と協議の上、作成すること。